

令和5年3月13日

農地法改正に伴う下限面積要件の廃止について

阿智村農業委員会
会長 内田 有一

農地法第3条第2項第5号については、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という）第5条の規定により削除されることとなり、改正法の施行日（令和5年4月1日）以降、改正前の農地法第3条第2項第5号に規定する面積（下限面積）の要件は適用されません。

【現行】※令和5年3月31日まで

別段の面積を適用する区域	別段の面積
旧清内路村の区域	10アール
旧智里村の区域 旧浪合村の区域	20アール
旧会地村の区域 旧伍和村の区域	30アール
阿智村空き家バンク登録物件に付随する農地	1アール

【施行後】※令和5年4月1日以降

別段の面積を適用する区域	別段の面積
旧清内路村の区域	廃止
旧智里村の区域 旧浪合村の区域	
旧会地村の区域 旧伍和村の区域	
阿智村空き家バンク登録物件に付随する農地	

【令和5年4月1日以降の許可要件】

各要件	内容
全部効率利用要件	申請地を含め、所有している農地または借りている農地の全てを効率的に耕作すること。 (誰かに貸し出している農地は、借主が適切に耕作していれば問題ありません。)
常時従事要件	申請者または世帯員等が農作業に概ね150日以上従事すること。(耕作のために必要な農作業に従事すること。)
地域との調和要件	申請農地の周辺の農地利用(農地の集団化、農作業の効率化等)に支障が生じないこと。